

平成 21 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 昭和電工株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 恭平  
(コード：4004、東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員 I R・広報室長 佐藤 勝信  
(TEL. 03-5470-3235)

会 社 名 昭和炭酸株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤井 豊春  
(コード：4096、東証第 2 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 山内 恒樹  
(TEL. 03-3237-2360)

## 昭和電工株式会社による昭和炭酸株式会社の完全子会社化に関する 株式交換契約締結のお知らせ

昭和電工株式会社（以下、「昭和電工」といいます。）及び昭和炭酸株式会社（以下、「昭和炭酸」といいます。）は、平成 21 年 9 月 29 日開催の各社取締役会において、昭和電工を完全親会社とし、昭和炭酸を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、お知らせいたします。

本株式交換の結果、効力発生日である平成 21 年 12 月 24 日をもって、昭和電工は昭和炭酸の完全親会社となり、完全子会社となる昭和炭酸は平成 21 年 12 月 18 日に上場廃止（最終売買日は平成 21 年 12 月 17 日）となる予定です。また、本株式交換は、昭和電工においては、会社法第 796 条第 3 項の規定する簡易株式交換の手続に基づき、株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行う予定です。

### 1. 株式交換の目的

昭和電工グループは、米国のサブプライムローンに端を発した急激な経済環境の変化に対応し、抜本的な事業の見直しと構造改革の実行による経営の効率化、競争力の強化を行っています。また、平成 21 年と 22 年の 2 年間で平成 23 年より新たにスタートする新中期経営計画への助走期間と位置づけ、構造改革の実行に加えて成長分野における積極的な事業展開を進めております。平成 23 年からの新中期経営計画のコンセプトは「進化する個性派化学で豊かさと持続性が調和した社会の創造に貢献」であり、昭和電工グループのこれまで蓄積した技術の融合により、「エネルギー分野」、「環境・資源分野」、「情報・電子分野」において新たな製品・サービスを提供し、社会の発展に貢献することを目指します。

昭和電工グループの産業ガス事業は、効率的製造技術や消費地の近くに立地する生産拠点などの優位性を持つことから、基盤事業と位置づけこれまで強化を図ってまいりました。この一環として、昭和電工と昭和炭酸は、昭和電工のアンモニア製造プロセスから副生する粗製炭酸ガスを昭和炭酸の製品原料として使用するなど、生産面で密接に連携しつつ事業を進めてまいりました。さらに平成 20 年 6 月の昭和炭酸の連結子会社化以降は、双方の経営資源をさらに有効活用し、平成 21 年 2 月 2 日付けの「昭和電工(株)産業ガス事業の昭和炭酸(株)との連携強化について」に記載のとおり、昭和電工の酸素・窒素・アルゴン・水素などの産業ガス事業に関して、昭和炭酸の国内販売拠点を活用することによる営業力の強化を図るなどグループ全体のガス事業の拡大強化を行ってまいりました。

また、昭和炭酸においては、昭和電工の連結子会社となって以降、昭和電工グループの一員として産業ガス事業の中核を担ってまいりましたが、産業ガス業界全体で急速に進む業界再編や、平成 20 年秋以降の経済環境の激変に伴う需要の減少や競争の激化に対処するため、さらなる経営の効率化、営業力の強化策が必須となっております。

昭和電工及び昭和炭酸は、このような現状認識に基づき、産業ガスの生産拠点である川崎地区における昭和

電工と昭和炭酸の運営を一体化し、人材の効率的配置、物流面での共同化及び効率化、さらにはアジア地域における産業ガス事業の展開をより迅速に進める体制を構築するべく協議を重ねた結果、昭和炭酸を昭和電工の完全子会社とすることが最適であると判断いたしました。そしてその手法としては、昭和炭酸の完全子会社化を迅速に実施すること等を考慮し、株式交換という手法によることと致しました。

昭和炭酸としては、昭和電工の完全子会社となることにより、総合産業ガスの販売会社としての体制構築を迅速に推進し、業界内での競争力強化を図ると共に、アジア地域における事業展開を加速化することが可能になると見込んでおり、これにより昭和炭酸の企業価値を高めることができるものと考えております。

昭和電工としては、本株式交換によって昭和炭酸との経営を一体化し、両社の持つ経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を構築することにより、昭和電工グループの中長期的な成長戦略を確実に実行し、グループ価値の向上を目指してまいります。

## 2. 株式交換の要旨

### (1) 株式交換の日程

取締役会決議日	平成21年9月29日
契約締結日	平成21年9月29日
株主総会基準日公告日（昭和炭酸）	平成21年9月30日
株主総会基準日（昭和炭酸）	平成21年10月15日
株主総会開催日（昭和炭酸）	平成21年12月3日（予定）
最終売買日（昭和炭酸）	平成21年12月17日（予定）
上場廃止日（昭和炭酸）	平成21年12月18日（予定）
実施予定日（効力発生日）	平成21年12月24日（予定）

(注1) 本株式交換は、昭和電工においては、会社法第796条第3項の規定する簡易株式交換の手續に基づき、株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行う予定です。

(注2) 本株式交換の効力発生日は、両社の合意により変更される場合があります。

(注3) 東京証券取引所による平成21年4月1日付け通知「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止の実施予定日について」に基づいて当該日程としておりますが、株券等の5日目決済の廃止が予定通り行われない場合は、上場廃止日は平成21年12月17日（最終売買日は平成21年12月16日）となる予定です。

### (2) 株式交換の方式

本日付けで締結した株式交換契約に基づき、昭和電工を完全親会社、昭和炭酸を完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、昭和電工については会社法第796条第3項の規定する簡易株式交換の手續に基づき株主総会の承認を得ずに、昭和炭酸については平成21年12月3日開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成21年12月24日を効力発生日とする予定です。

### (3) 株式交換に係る割当ての内容

	昭和電工株式会社 (株式交換完全親会社)	昭和炭酸株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	2. 3
株式交換により発行する新株式数	普通株式 27,690,847 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

昭和炭酸の普通株式1株に対し、昭和電工の普通株式2.3株を割当交付いたします。ただし、昭和電工が保有する昭和炭酸の普通株式12,174,478株については、割当交付を行いません。

(注2) 株式交換により交付する新株式数等

本株式交換により昭和電工が昭和炭酸の発行済株式（昭和電工が保有する昭和炭酸の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）における昭和炭酸の株主（但し、昭和電工を除きます。）に対し、その所有する昭和炭酸の普通株式1株につき、昭和電工の普通株式2.3株を割当交付することを予定しております。なお、昭和炭酸は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する昭和炭酸の取締役会の決議により、基準時において保有する全ての自己株式を、基準時において消却する予定です（2009年9月29日現在、昭和炭酸が保有する自己株式は84,670株です。）。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、昭和炭酸の現株主のうち9割を超える（平成21年3月31日時点の昭和炭酸の株主名簿による割合です。現時点では、この割合と異なる可能性があります。）株主の皆様が、昭和電工の単元未満株式（1,000株未満の株式）を所有することになる可能性がございます。昭和電工と昭和炭酸は、このような状況となる見込みであることも十分に勘案した上で、本株式交換の実施を検討してまいりました。その結果、上記1.に記述しましたとおり、昭和電工による昭和炭酸の本株式交換による完全子会社化が、昭和炭酸の競争力強化、ひいては両社の持つ経営資源の迅速かつ効率的な活用を通じた両社の企業価値の向上の観点から、両社の株主の皆様にとりまして、最善の策であるとの結論に至りました。

昭和電工の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においても、所有株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする昭和電工の配当金を受領する権利を有することとなりますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。昭和電工の単元未満株式を所有することになる株主の皆様においては、昭和電工の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・ 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が昭和電工に対し、ご所有の単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

・ 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及び定款の定めに基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が昭和電工に対し、ご所有の単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の買増を請求することができる制度です。なお、昭和電工では、株式投資単位の引下げについても検討いたしましたが、現段階においては、投資単位を100株にくくり直した場合、株価の水準如何では、逆に不健全な株価形成となる可能性もあることから、今回の実施は見送ることいたしました。ただし、今後も株式市場の動向、諸制度の変更予定、費用対効果などを総合的に勘案しながら、慎重に検討してまいります。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換により昭和炭酸の株主に交付しなければならない昭和電工の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数部分に応じた金銭の交付が行われることとなります。

(注5) 本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結の日から本株式交換の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により昭和電工又は昭和炭酸の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合（下記4に規定される昭和電工による新株及び新株予約権付社債の発行が、下記に従い予定通り実施されなかった場合を含みますが、これに限られません。）、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、昭和電工と昭和炭酸は協議の上、本株式交換の条件その他本株式交換契約の内容を変更し、又は本株式交換契約を合意解除することができることとされております。

#### (4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換により完全子会社となる昭和炭酸は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておりません。

### 3. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

#### (1) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その公平性・妥当性を確保するために、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、昭和電工は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、昭和炭酸は、アビーム M&A コンサルティング株式会社（以下「アビーム」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ証券は、昭和電工及び昭和炭酸について、市場株価基準法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成 21 年 9 月 28 日を評価基準日として、基準日における株式会社東京証券取引所における両社の終値（以下、「終値」といいます。）、平成 21 年 8 月 31 日から基準日までの 1 ヶ月間の終値の単純平均値、平成 21 年 6 月 29 日から基準日までの 3 ヶ月間の終値の単純平均値並びに平成 21 年 3 月 30 日から基準日までの 6 ヶ月間の終値の単純平均値を採用しました。なお、昭和電工株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価基準法	1.387 ～ 1.757
DCF 法	1.467 ～ 2.627

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等の前提を置いており、かつ両社とその関係会社等の個別の資産・負債について独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。またかかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、ならびにかかる算定は平成 21 年 9 月 28 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としています。また、昭和電工については、平成 21 年 9 月 29 日付で昭和電工により公表された「新株式発行及び株式売出し並びに第三者割当による 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行及び当社海外特別目的子会社によるユーロ円建交換権付永久優先出資証券の発行に関するお知らせ」記載の内容を踏まえて評価を行っております。

アビームは、昭和炭酸及び昭和電工について、市場株価が存在することから市場株価法（市場取引状況を勘案のうえ、直近終値、平成 21 年 8 月 31 日から平成 21 年 9 月 28 日までの 1 ヶ月間、平成 21 年 6 月 29 日から平成 21 年 9 月 28 日までの 3 ヶ月間ならびに平成 21 年 3 月 30 日から平成 21 年 9 月 28 日までの 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均及び出来高加重平均株価を採用）を、また、昭和炭酸及び昭和電工と比較可能な類似会社の選定が可能であるとの判断から類似会社比準法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して株式交換比率の算定を行いました。

各評価方法による昭和炭酸の普通株式 1 株に対する昭和電工の普通株式の割当て株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	1.38 ～ 1.76
類似会社比準法	2.19 ～ 3.34
DCF 法	1.27 ～ 2.66

アビームは、株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、昭和電工については、平成 21 年 9 月 29 日付けで昭和電工により公表された「新株式発行及び株式売出し並びに第三者割当による 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行及び当社海外特別目的子会社によるユーロ円建交換権付永久優先出資証券の発行に関するお知らせ」記載の内容を踏まえて評価を行っております。

## （2）算定の経緯

昭和電工及び昭和炭酸は、それぞれが選定した第三者算定機関から提出された株式交換比率案の算定についての専門家としての分析結果及び助言をそれぞれが独自に慎重に検討し、また、それぞれにおいて昭和電工と昭和炭酸との資本関係、過去の類似の株式交換事例における株式交換比率、両社の財務状況等を総合的に勘案し、これらを踏まえた交渉・協議を重ねました。その結果、両社はそれぞれ、上記 2. (3) の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成 21 年 9 月 29 日に開催された両社の取締役会において決定の上、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、昭和電工と昭和炭酸との協議により変更することがあります。

## （3）算定機関との関係

昭和電工の第三者算定機関であるみずほ証券は、昭和電工及び昭和炭酸の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、昭和炭酸の第三者算定機関であるアビームは、昭和電工及び昭和炭酸の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## （4）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の効力発生日である平成 21 年 12 月 24 日をもって昭和電工は昭和炭酸の完全親会社となり、完全子会社となる昭和炭酸の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、平成 21 年 12 月 18 日上場廃止（最終売買日は平成 21 年 12 月 17 日）となる予定です。

上場廃止後は、東京証券取引所において昭和炭酸の普通株式を取引することはできなくなりますが、昭和電工を除く昭和炭酸の株主に対しては、本株式交換契約に従い、上記 2. (3) に記載のとおり、昭和電工の普通株式が割当てられます。

本株式交換の目的は、上記 1. に記載のとおりであり、昭和炭酸の上場廃止を直接の目的とするものではありません。昭和炭酸の株式が上場廃止になった後も、本株式交換により昭和炭酸の株主に割当てられる昭和電工の普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、本株式交換後も取引市場での取引が可能となることから、昭和炭酸株式を 435 株以上保有する株主に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。ただし、435 株未満の昭和炭酸普通株式を保有する株主には、昭和電工の単元株式数である 1,000 株に満たない昭和電工普通株式が割当てられます。

なお、単元未満株式については取引所市場において売却することはできませんが、株主のご希望により単元未満株式の買増の制度及び買取の制度をご利用いただくことが可能です。取扱いの詳細については、

上記 2. (3) - (注 3) をご参照ください。また、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、2. (3) - (注 4) をご参照ください。

昭和炭酸の株主は、最終売買日である平成 21 年 12 月 17 日までは、東京証券取引所において、その保有する昭和炭酸の普通株式を従来どおり取引することができます。

#### (5) 公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたって、昭和電工は昭和炭酸の総株主の議決権の 50.65%を保有していることから、公正性を確保するため、両社はそれぞれ独立した第三者機関による株式交換比率の算定を行い、その算定結果の報告を受けました。両社は、かかる算定結果を参考に、交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、昭和電工及び昭和炭酸は、各第三者機関から、公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）の取得はしていません。

#### (6) 利益相反を回避するための措置

昭和炭酸の取締役会においては、社外取締役である高橋恭平氏については、現在昭和電工の代表取締役を兼務していることから、利益相反の回避のため本株式交換の審議及び決議に参加していません。また、社外監査役である竹内元浩氏については、現在昭和電工の従業員を兼務していることから意見を差し控えております。

### 4. 株式交換の当事会社の概要

(平成 21 年 9 月 29 日現在)

(1) 名 称	昭和電工株式会社	昭和炭酸株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区芝大門 1 丁目 13 番 9 号	東京都千代田区三崎町 3 丁目 3 番 23 号ニチレイ水道橋ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高橋恭平	代表取締役社長 藤井豊春
(4) 事 業 内 容	石油化学（オレフィン、有機化学品、合成樹脂等）、化学品（化学品、ガス、特殊化学品、機能樹脂等）、電子・情報（ハードディスク、化合物半導体、レアアース磁石合金、半導体向け特殊ガス、機能薬品、電子関連産業向けセラミックス材料、ファインカーボン等）、無機（セラミックス、人造黒鉛電極等）、アルミニウム他（アルミニウム地金、アルミニウム板、アルミニウム箔、アルミニウム押出品、アルミニウム加工品、建材等）の各セグメントにおける製品の製造・販売	液化炭酸ガス、ドライアイス、酸素、窒素、アルゴン、水素、冷媒ガス、殺菌ガス、食品保存用ガス、急速冷凍装置、アルカリ排水中和装置、バリ取り装置等の製造販売、その他取り扱い高圧ガス、低温流通システムの関連商品等の販売
(5) 資 本 金	121,904 百万円	2,079 百万円
(6) 設 立 年 月 日	1939（昭和 14）年 6 月 1 日	1944（昭和 19）年 3 月 13 日
(7) 発 行 済 株 式 数	1,248,236,801 株	24,298,647 株
(8) 決 算 期	12 月 31 日	12 月 31 日
(9) 従 業 員 数	（連結）11,756 人 （平成 20 年 12 月 31 日現在）	（連結）301 人 （平成 21 年 3 月 31 日現在）

(10)	主要取引先	(購入先) 丸紅株式会社 新日本石油株式会社 三菱商事株式会社 アストモスエネルギー株式会社 (販売先) 新日鐵化学株式会社 日本ゼオン株式会社 住友商事株式会社 三井物産株式会社	コカ・コーラ関係、サッポロビール、アサヒビール、日立製作所、東芝、新日本製鐵、三菱重工業、トヨタ自動車、いすゞ自動車、三菱自動車工業、明治乳業、日本生活協同組合連合会、昭和電工、ニチレイ				
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほコーポレート銀行 農林中央金庫 みずほ信託銀行株式会社 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社	株式会社みずほコーポレート銀行				
(12)	大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4G) 5.42% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5.07% 富国生命保険相互会社 4.39% 第一生命保険相互会社 3.61% 株式会社損害保険ジャパン 3.33% (2009年6月末現在)	昭和電工株式会社 50.10% 株式会社ニチレイ 13.37% ドレミ トレーディング サブシダイアリー カンパニー エルテイデ(常任代理人 立花証券株式会社) 4.09% 株式会社みずほコーポレート銀行 0.97% 日本生命保険相互会社 0.84% (2009年3月末現在)				
(13)	当事会社間の関係						
	資本関係	昭和電工は、平成21年9月29日現在、昭和炭酸の普通株式12,174,478株(発行済株式総数の50.10%)を所有しております。					
	人的関係	昭和電工の代表取締役1名が昭和炭酸の社外取締役に就任しており、また、昭和電工の従業員1名が昭和炭酸の社外監査役に就任しております。そのほか、昭和電工の従業員17名が昭和炭酸に出向しております。					
	取引関係	昭和炭酸は、昭和電工から原材料の購入、商品の仕入を行っており、取引金額は2,177百万円(平成21年3月期)です。また、昭和炭酸は昭和電工に炭酸ガスを販売しており、取引金額は236百万円(平成21年3月期)です。					
	関連当事者への該当状況	昭和電工は、昭和炭酸を連結子会社としており、関連当事者に該当いたしません。					
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態						
	決算期	昭和電工(株)(連結)			昭和炭酸(株)(連結)		
		18年12期	19年12期	20年12期	19年3期	20年3期	21年3期
	連結純資産	265,492	298,659	265,459	12,533	12,050	10,964
	連結総資産	1,037,823	1,029,629	962,010	22,603	19,789	17,823
	1株当たり連結純資産(円)	200.29	222.31	192.85	517.19	496.12	451.86
	連結売上高	914,533	1,023,238	1,003,876	24,625	26,493	26,037
	連結営業利益	68,727	76,671	26,792	671	631	206

連 結 経 常 利 益	57,514	59,989	9,793	797	727	317
連 結 当 期 純 利 益	28,836	33,066	2,451	432	321	81
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	25.01	27.52	1.96	17.83	13.28	3.38
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	4	5	5	10	10	10

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

昭和電工により公表された平成 21 年 9 月 29 日付け「新株式発行及び株式売出し並びに第三者割当による 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行及び当社海外特別目的子会社によるユーロ円建交換権付永久優先出資証券の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、昭和電工は、新株及び新株予約権付社債の発行を含む資金調達を予定しております。

## 5. 株式交換後の状況

(1) 名 称	昭和電工株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区芝大門 1 丁目 13 番 9 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高橋恭平
(4) 事 業 内 容	石油化学（オレフィン、有機化学品、合成樹脂等）、化学品（化学品、ガス、特殊化学品、機能樹脂等）、電子・情報（ハードディスク、化合物半導体、レアアース磁石合金、半導体向け特殊ガス、機能薬品、電子関連産業向けセラミックス材料、ファインカーボン等）、無機（セラミックス、人造黒鉛電極等）、アルミニウム他（アルミニウム地金、アルミニウム板、アルミニウム箔、アルミニウム押出品、アルミニウム加工品、建材等）の各セグメントにおける製品の製造・販売
(5) 資 本 金	未定（注）
(6) 決 算 期	12 月 31 日
(7) 純 資 産（連 結）	未定
(8) 総 資 産（連 結）	未定

(注) 昭和電工は、本株式交換に係る株式交換契約の締結日から効力発生日までの間に、公募増資により 230,000,000 株を上限とする普通株式の発行を予定しております。これにより、本株式交換の後の昭和電工の資本金の額は、平成 21 年 9 月 29 日現在における資本金の額である 121,904 百万円に、上記公募増資により引き受けられる普通株式の数に 1 株当たりの払込金額を乗じた額を 2 で除して得られる額（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。）を加算した額となることと予定されております。なお、本株式交換に係る株式交換契約において、本株式交換により昭和電工の資本金の額は増加しないものと定められております。

## 6. 会計処理の概要

本株式交換は共通支配下の取引に該当いたします。なお、本株式交換に伴い、のれんが発生する見込みですが、その金額は少額の見込みです。

## 7. 今後の見通し

昭和炭酸は昭和電工の連結子会社であり、本株式交換による昭和電工の業績に与える影響は、連結及び単体とも軽微と見込んでおります。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

昭和電工は昭和炭酸の総株主の議決権の 50.65%を保有しており、本株式交換は支配株主との取引等に該当いたします。

昭和炭酸においては従来より、親会社がその影響力を利用して、当該親会社を利する取引を行うことにより、当社ひいては少数株主を害することを防止するため、親会社との取引を行うに際しては、他の企業との取引と同様の基準に基づき適正に社内意思を決定しており、経営の独立性を確保しております。また、監査役及び監査室による定期的な内部監査により、透明性・公平性を確保しております。本件においても、上記経営の独立性を確保し、さらに上記3.(5)及び(6)の施策により公正性を担保した上で判断をしており、親会社等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に適合しております。

以 上

(参考) 昭和電工の当期連結業績予想(平成21年7月30日公表分)及び前期連結実績

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成21年12月期)	670,000	△17,000	△34,500	△46,500
前期実績 (平成20年12月期)	1,003,876	26,792	9,793	2,451